

第1回北斗市総合計画策定審議会まちづくり部会 議事概要

日時

平成29年5月17日(水) 13時30分～16時45分

場所

北斗市役所 1階 大会議室

出席者

○委員 9名(12名中)

委員氏名	出席
田島 義史	出席
春山 豊満	欠席
富樫 富市	出席
田畑 定男	出席

委員氏名	出席
清藤 勲	出席
羽生 優	出席
岡田 勝利	出席
菊池 幸恵	出席

委員氏名	出席
新出 孝男	欠席
菅原 聡	出席
柳本 邦彦	出席
日笠 朝子	欠席

○市関係者 18名

副市長、総務部長、市民部長、民生部長、経済部長、建設部長、総合分庁舎長、教育次長、企画課長、財政課長、総務課長、市民課長、環境課長、土木課長、都市住宅課長、上下水道課長、北斗消防署長、消防本部総務課長

○事務局 4名

企画課地方創生担当課長、企画課職員3名

次第

1 開会(進行:事務局)

2 議題

議案第1号 部会長及び副部会長の選任について

部会長に、菊池委員、副部会長に新出委員を選出

報告第1号 策定スケジュールについて

(資料1)

資料1について事務局より説明

【質疑・意見】

なし

資料2について事務局より説明

【質疑・意見】

なし

資料3について事務局より説明

【質疑・意見】

○基本目標3 安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり

□基本計画1 防災対策の強化

(委員)

成果指標No.2の、防災備蓄品の備蓄数、品数が1日・6,000人分となっているが、何日分を想定しているのか。

(総務課長)

平成29年度までの備蓄計画で、6,000人が避難所で1日過ごせる数(食料であれば18,000食)を備蓄目標としている

□基本計画2 消防、救急体制の強化

(委員)

消防団員の定数確保のための加入促進はどのように行うのか。

(消防署長)

現在、機能別団員や学生団員などの加入促進策について検討中である。

(委員)

ドクターヘリのランデブーポイントは、市内に何箇所あり、場所を市民にしらせているのか。

(消防署長)

市内に29箇所あり、そのうち冬期間も使用できるのは3箇所となっており、場所については、南渡島消防事務組合のホームページにリンクされている、道南ドクターヘリ運航調整委員会のページで見ることができる。

(委員)

ホームページを見れない方への周知等の工夫はないのか。

(消防本部総務課長)

ランデブーポイントは、消防救急隊員が必要と判断した場合に使用することになっており、一般住民の方が直接利用することはないので、周知の必要はないと考えている。

(委員)

消防団員数の目標値300名は、確保すれば、十分評価された結果の数字なのか。

(消防本部総務課長)

国が示す消防力の指針の基準値を北斗市に当てはめ、大災害時の避難誘導等における市街地人口を勘案して出した数字。

□基本計画3 交通安全、防犯、消費者被害対策

(委員)

消費者保護のみだけでなく、高齢者を狙った特殊詐欺についても謳うべき。

(市民課長)

特殊詐欺についても、消費者被害対策の中で対応しているものであるが、理解しやすい表現とする必要があると判断する。

□基本計画4 生活道路の整備

(委員)

交通安全の面からも、除排雪の適宜適切な対応と、除雪体制をきめ細かくしてほしい。

(土木課長)

除雪体制や除雪基準などについては、国、北海道、近郊の市町村の情報収集を行い検証を行っていく。

また、国道・道道・市道など道路管理者が異なることから、連携を図り、状況に対応した効率的な除排雪に努めていきたい。

(委員)

成果目標の道路の舗装率について、将来目標値を矢印ではなく、なるべく数値にするような考えはないのか。

(土木課長)

市街化区域内の舗装率は99.9%で、ほぼ完了しておりますが、林道を含めた市道全体の舗装率は74.4%となっており、今後10年間の増加予想は、0.2%程度を想定している。

目標値と現状値がほぼ変わらないため、今後の整備がほとんど行われないような誤解を与える恐れがあることと、74.4%が林道等を含めた舗装率のため、舗装整備状況が遅れているイメージを与えかねないため矢印で表記している。

(委員)

流雪溝の利用状況と、今後の整備計画については。

(土木課長)

現在ある流雪溝の利用状況は、降雪後に地域住民による投雪が概ね行われ、道路脇の堆雪が少ない状況となっており、有効に利用されている。

今後の整備計画については、流雪溝の整備は、水利上の条件整理や、新たに河川から取水するとなると長期の調査期間が必要となり、また、整備費用が多額となることが障害となる場合が多いため、新たな整備は現在考えていない。

□基本計画5 住環境の整備

(委員)

不人気の団地について、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入など、付加価値をつけ魅力を向上するような計画案は今後あるのか。

(都市住宅課長)

市営住宅のユニバーサルデザインの導入について、主要施策2-③で記載のとおりだが、具体的には更新を予定している茂辺地団地について、建設時に考慮した団地としていきたい。

(委員)

成果指標No.1は、老朽化した団地を減らしてくという方向なのか。

(都市住宅課長)

北斗市公営住宅長寿命化計画では、政策空家など老朽化の著しい団地については廃止や統廃合を行い、維持管理の軽減化に努めていく計画となっており、5団地については除却を進めていく。

成果指標を政策空家を考慮した数値で修正すると現状値が888戸になるため、その数値を基に指標化すると将来目標値は902戸となり管理戸数は減少しない。

また、新函館北斗駅前に道営住宅40戸の建設も決まっており公営住宅数が大きく増加することが見込まれる。

(委員)

ユニバーサルデザインの導入や住宅性能の向上を記載できないか。

(都市住宅課長)

住宅性能の向上を指標化するものとして、市営住宅の改修事業を指標として加える。

□基本計画7 公園、緑地の整備

(委員)

サッカー場、ラグビー場に食堂やコンビニを誘致できないか。

(都市住宅課長)

サッカー・ラグビー大会は開催時期が限定され、運動公園周辺地域を見ても住宅地ではないことから、誘致は難しいと考える。

ただし、大会時に弁当の仕出し屋等を紹介するなどして対応していきたい。

(委員)

冬場の活用についてはどう考えるか。

(都市住宅課長)

芝の管理上、冬期間の使用は好ましくないため閉鎖することになる。

(委員)

「災害時の避難場所としての公園整備」とあるが、冬期間の防寒用の備蓄品はあるのか。

(総務課長)

公園整備としては、屋根やテントの設置は考えていない。備蓄の観点では、現在の計画では防寒用品の備蓄はしていないが、平成30年度以降の新たな備蓄計画を策定するうえでは、冬期間の対策を考慮した計画としていく予定である。

(委員)

公園施設の老朽化等の点検や整備について、具体的にどのように行っているのか。

(都市住宅課長)

公園内の維持管理等を委託している町内会から随時状況の報告を受けている。

軽微な故障や異常は早急に対応しているが、危険性の高いものなどは一時的に使用禁止、撤去などで対応し、必要に応じて予算化のうえ、修繕するなどしている。

なお、職員が1年に1回全ての公園遊具の点検のためパトロールをしている。

(委員)

公園利用者のニーズはどのように把握し、今度どのようにしていくのか。

(都市住宅課長)

街区公園については主に町内会からの要望により把握しているが、規模の大きい公園についてはアンケート等を行いニーズの把握に努める。

また、運動公園拡充については、利用者・各協会・学校・クラブなどから意見を聴取し、整備計画に反映させている。

□基本計画9 公共交通の充実

(委員)

道南いさりび鉄道の利用人数やバスの乗車密度の将来目標値が現状維持で、経営環境が厳しいいさりび鉄道などの維持ができるのか。

(企画課長)

道南いさりび鉄道では経営計画によると利用人数が1,800人まで減少する見込みであり、バスについても、少子化などの影響により利用者が減少傾向であるが、主要施策を実施することにより、少なくとも現状維持を目標とした。

(委員)

成果指標で南北市街地連絡バスのことは触れないのか。

(総務部長)

南北市街地連絡バスは、市民の声を反映し、2つの市街地を結ぶ交通として、融合誘惑を含めて所期の目的は十分に達したものと考えており、他の路線開設と合わせて今後検討しなければならないものと認識しているので、記載はしない。

□基本計画10 公共施設の長寿命化

(委員)

事業計画に基づいて実施するのであろうが、適宜、早急にやらなければならないところは、順番を繰り上げてでも進めていただければ、ありがたい。

(財政課長)

個別・具体の事業計画は、総合計画・実施計画との調整を図りながら今後実行されることになり、この実施計画段階での事業年度の一部変更は、劣化度の状況によりあり得るものとする。

(委員)

建築系公共施設の築年別床面積は掲載されているが、インフラ系公共施設に関して、例えば、年代別、あるいは造成された年別に仕分けして数を出すとかできないか。長寿命化はインフラ系も今後必要。

また、設備系も概要等に記載しているといいのでは。

(財政課長)

インフラ系公共施設の年度別整備状況については可能な限り示している。

なお、市道は平成13年度以降の道路台帳データしかなく、古くからの経緯を示すことは困難である。

また、設備についても備品を含めると膨大となり、設置年が不明なものが多くあるため、現状では困難である。

(委員)

総合して成果指標に盛り込むことは難しいのか。利用満足度もさることながら必要な耐震化やパーセンテージの上昇などを示した方がいい。

(財政課長)

橋りょうと市営住宅の長寿命化については、国庫補助事業の採択の前提となった具体計画が公表済みであり、それぞれの基本計画の成果指標として改修水準を示している。

しかし、これ以外の施設について具体計画がない、あるいは、検討を要するものがあるため、結果として、総合的な将来数値といった指標を示すことは困難である。

□基本計画 1 1 環境衛生の充実

(委員)

火葬場が老朽化していて、待合室も狭く、大人数で行けない状況であり、火葬場を設けることはないのか。

(環境課長)

桜岱地区の火葬場は、建築後 4 5 年経過し老朽化しているが、設備等がまだ使用可能であることから、当面は補修しながら使用していく。

また、大人数で使用するときは、待合室が狭いと指摘は、参列者 4 0 人以内であれば火葬場内の待合室で、4 0 人以上や火葬が重複したときには、別棟の待合室を使用し、大人数に対応しておりますが、別棟の待合室も老朽化していることから、火葬場と同様に補修をしながら使用していく考えである。

市内には、向野地区にも火葬場があり、2ヶ所での火葬により対応していることから、今後は向野地区も含めた市全体としての運営方針を検討する。

(委員)

空き家バンクを使うと誰かが見つけてくれるとかではなく、若い世代の定住を促すような支援制度などを積極的にしたほうが良い。もっと市が関わる方が良いのではないか。

(総務部長)

支援制度については、基本目標 2 の基本計画 1 1 「移住・定住の促進」に記載のとおり取り組んでいくが、今後は利用者の詳細なニーズを把握し、きめ細やかな対応をしていく。

□基本計画 1 2 廃棄物対策、リサイクルの推進

(委員)

大型ごみと破砕したごみなど表記できれば良いと思うので検討してください。

(環境課長)

粗大ごみは収集量として把握できるが、処理をする時に、金属などを取り除いた後、不燃ごみなどと一緒に破砕処理をし、リサイクルするため、粗大ごみのリサイクル率を表すことはできない。

(委員)

成果指標No.3の不法投棄の単位は何か。

(環境課長)

個となります。

□基本計画13 環境保全対策の推進

(委員)

二酸化炭素を削減するために、エコドライブの推奨などがあるが、市有車にエコカーを導入するとか、エコカーを購入した人に対しての補助など旗振りのことをする予定はないのか。市役所に電気自動車の充電施設を設置する計画はないのか。

(環境課長)

市では、住宅用太陽光発電設備システム補助制度の実施や公共施設の改修時には、照明をLED化するなど、二酸化炭素の削減対策に努めている。

エコカー導入の際の補助制度については、エコカー減税など国の施策がありますが価格が高価なため、進展している状況にないことから、当面は身近な取り組みからの啓発に努めるべきであると考え、市での独自による補助制度は考えていない。

公用車については、一部ハイブリット車を使用しておりますが、更新の際は普通車両に限定している。しかし、将来に向けては電気自動車の導入も検討したいと考えている。

なお、市役所などに充電設備を設置する計画はない。

(委員)

PM2.5の計測結果の公表と市としての対策などがあれば教えてほしい。

(環境課長)

PM2.5については、毎日測定しており、住民に対しては、年間の平均値と日平均値を広報とホームページで公表し、高濃度になった時の注意喚起なども同時公表しております。また、町内会などの会議の際にも報告している。

□基本計画14 都市計画の推進

(委員)

「コンパクトなまちづくり」とはどのようなことか。

(都市住宅課長)

「コンパクトなまちづくり」とは、一般的に居住や都市機能、公共施設を誘導する区域を設定し、緩やかに一定程度の人口集積を図り、都市計画と公共交通を一体的に検討し連携するようなことに代表される都市計画の方向性のことである。

公共施設等の集約により利便性を保ちながら施設の総量を削減することで行政コストを抑制する効果があり、まとまりのある居住により、医療・福祉等のサービス提供が効

率化する。高齢者をはじめとする住民が公共交通により必要な施設にアクセスできる手段を確保し、日常生活での移動負担を軽減するといった効果が期待される。

以上のことから今後の都市計画の推進上、「コンパクトなまちづくり」は必要と考える。
(委員)

市街化区域の低未利用地の有効利用とは具体的にどのような利用か。

(都市住宅課長)

市街化区域に残る建築可能な低未利用地は、市が直接造成することはないが、民間開発を誘導し宅地造成を促していく。

また、用途地域の見直し及び変更により、適切な建築規制緩和を行い、低未利用地が有効利用されるよう促す。

(委員)

「市街化調整区域で、田園風景と都市的土地利用の調整に努めます。」とは、どのようなものを指すか。

(都市住宅課長)

市街化調整区域において、地区計画等により調整区域のまま一部地域を市街地のような土地利用を行う場合などにおいて、周辺の農地等の環境条件に配慮した計画とすることである。

原則として市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であるが、必要に応じて地区計画等の都市計画制度により市街地並みの土地利用を行う場合がある。

(委員)

「都市的土地利用」という言葉は幅が狭くなると思われるので、「土地利用」だけで良いのでは。

(都市住宅課長)

用語として、一般的な土地利用の大区分において、農業用地や林業用地などの土地利用については「農村的土地利用」、都市用地やレクリエーション用地などの土地利用については「都市的土地利用」に大別されている。

□基本計画15 広域交通ネットワークの整備促進

(委員)

「上磯田園通の整備」とは、何処から何処までを指しているのか。

(都市住宅課長)

市道萩野一本木線の一本木から旧久根別川と新川をまたいで、久根別5丁目の公営住宅連絡線へ至る橋りょうを新設する整備である。

(委員)

国道や道道の要望に関し、要望先や整備区間などを具体的に明記できないか。

(地方創生担当課長)

要望先は、事業主体となる国や道などの機関となるが、事業の進捗に伴い発生する課題等によって、対応する関係機関も変更となるものもあり、具体的な明記は難しい。

また、整備区間についても、要望にあたっては、北斗市だけでなく渡島総合開発期成会や、関係自治体で組織する各道路整備期成会が主体となって要望することになり、これも将来の情勢変化や事業の進捗状況に応じて、関係自治体との協議のなかで決まることであり、現時点で整備区間を明記することは難しい。

3 その他

4 閉 会